



被災宅地危険度判定制度の概要 と実施体制の強化プログラム



平成24年10月2日

鳥取県県土整備部技術企画課土木防災担当

被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定制度とは？

大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災した市町村長から要請を受けた被災宅地危険度判定士が個々の宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的とした制度。

制度の意義

① 早期調査による二次災害の防止

災害発生直後、被災宅地の崩壊拡大やそれに伴う建物倒壊などによる二次災害を防止するため、立入制限や応急措置の必要性等を判断。

② 被災状況の早期把握

被災状況を早期に把握し国等へ報告することで、早期の支援策決定に反映。

③ 被災者の支援制度利用への足がかり

被災者の直接的支援につなげるための根拠資料となる罹災証明又はそれに代わる証明書発行の基となる調査。

行政機関の役割

被災宅地危険度判定の実施主体



市町村

市町村の危険度判定実施本部等が指揮を執り、危険度判定を実施。

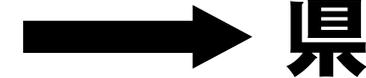
＜鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱(抜粋)＞

(市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。

2 市町村長は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

被災宅地危険度判定士登録・養成 及び制度運営のための体制整備



県

○被災宅地危険度判定士の登録・養成

○市町村及び県内の関係団体等との調整、国・他都道府県と連携した円滑な制度運営のための体制整備

○必要に応じた他県への被災宅地危険度判定士の派遣要請 等

＜鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱(抜粋)＞

(県の事前準備)

第3条 知事は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町村、関係団体等との調整を行うとともに、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

2 知事は、市町村の協力を得て、被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士を養成する。

3 知事は別に定める登録要綱に基づき被災宅地危険度判定士の登録に関する事務を行う。

4 知事は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

被災宅地危険度判定士と判定調整員

被災宅地危険度判定士とは？（全国被災宅地危険度判定連絡協議会の危険度判定実施要綱第6条）

被災した市町村又は他の都道府県からの要請により、宅地の二次被害の危険度判定を行う技術者。

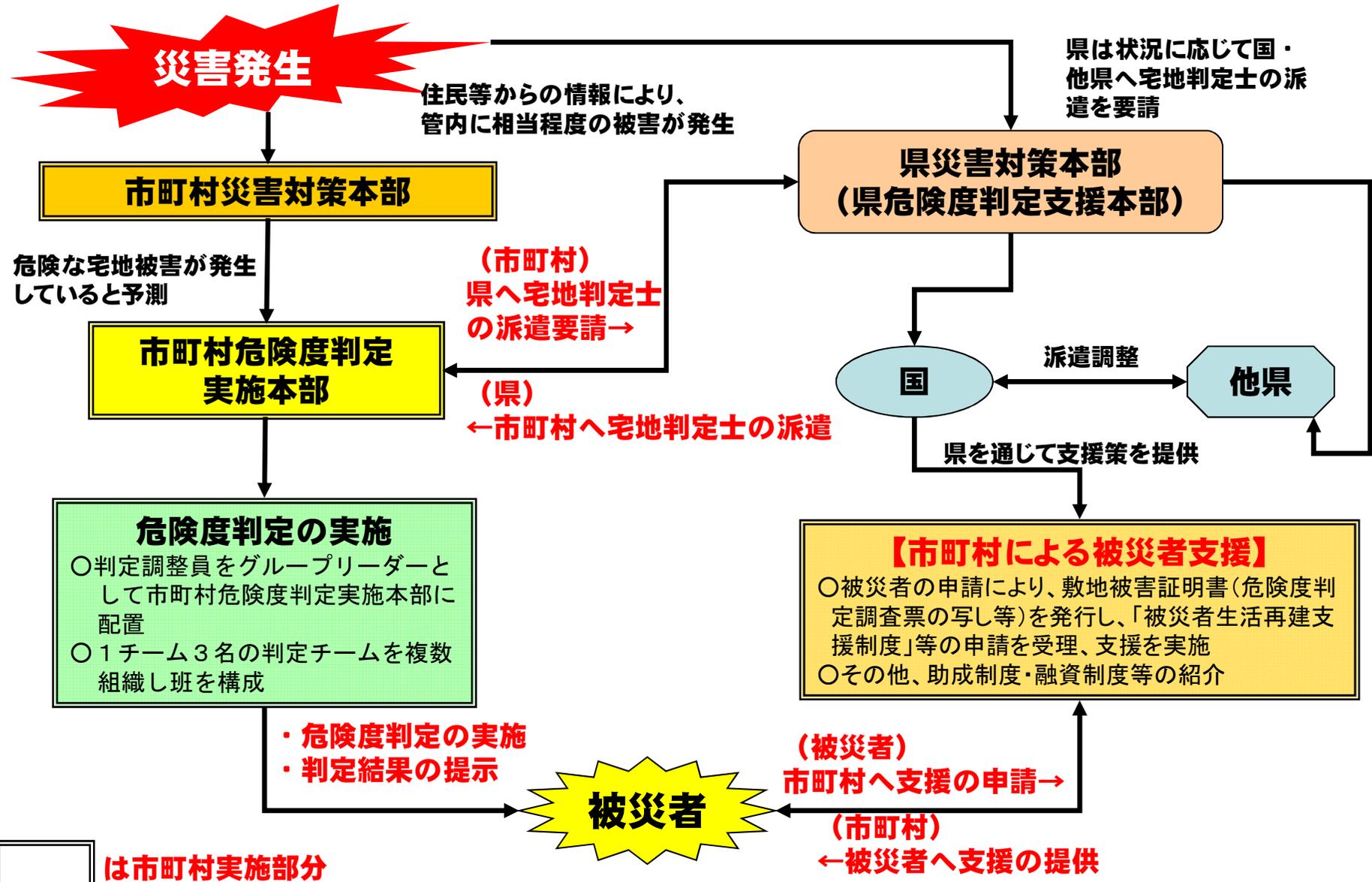
主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」を受講した者（以下「宅地判定士」という）。

判定業務調整員とは？（全国被災宅地危険度判定連絡協議会の危険度判定実施要綱第13条）

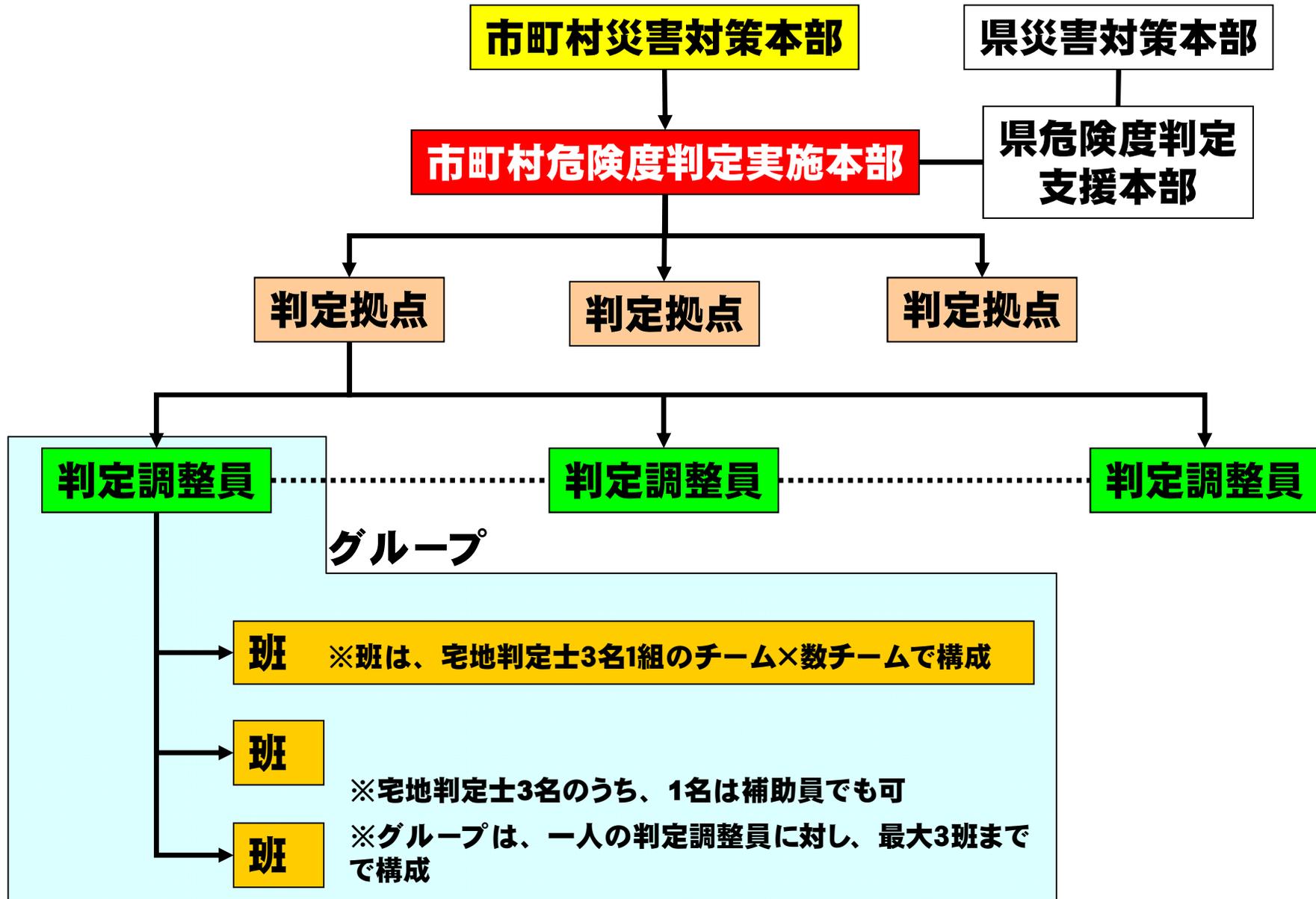
宅地判定士のうち、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る指導監督、危険度判定結果の集計、及び危険度判定実施本部長への報告等、リーダー的な役割を適正に行うことができると知事が認めた者。

基本的に危険度判定実施本部を設置する市町村の宅地判定士がその役割を担うが、判定業務調整員（以下「判定調整員」という）の存在しない市町村においては、県の判定調整員を派遣することも考えられる。

被災宅地危険度判定及び被災者支援の流れ



被災宅地危険度判定の実施体制



被災者の支援と被災宅地危険度判定

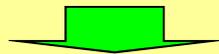
被災者生活再建支援制度（詳細は別添）

- 申請窓口 **市町村役場支援窓口**
- 支給決定 財団法人都道府県会館
被災者生活再建支援基金部
(県が支給事務を委託)

以下の2つの支援金の合計額からなる。

1. 基礎支援金
住宅の被害程度に応じて支給される支援金
2. 加算支援金
住宅の再建方法に応じて支給する支援金

市町村に支給申請、県を通じて上記決定機関へ。
申請時の添付書類として、敷地の被害を受けたもの
に係る証明書類に危険度判定結果を活用。
(市町村が保管する調査票の写しで申請可能。)



**危険度判定結果が被災者の支援
に直接関わる部分!**

その他

○災害復興住宅融資制度

自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、ご自分が居住するための住宅を建設、購入若しくは補修の方が利用可能。
(参考HP)住宅金融支援機構

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

○県・市町村独自支援策の検討・実施

県下の被災状況に応じて自治体で独自の支援策を検討。

(例)鳥取県西部地震(平成12年10月)における支援策

- ・鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金
被災を受けた住宅の建設又は補修に係る経費を補助。
- ・鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給事業
住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受ける者に対し、当初6年間、上限2.1%の利息補給を実施。
- ・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業
住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、上乗せ融資を実施。

被災宅地危険度判定実施体制強化プログラムイメージ（試行案）

平成24年度実施

強化プログラム

被災宅地危険度判定士養成講習会
(机上による判定実務講習を含む)

宅地判定士_登録

被災宅地危険度判定実地訓練
(実地による判定実務訓練を含む)

被災宅地危険度判定業務調整員養成研修
(危険度判定実施本部の設置を含む)

判定調整員_認定

< 実務 >

災害発生

判定調整員養成研修において、危険度判定実施本部の設置を含めた模擬訓練を実施

市町村危険度判定実施本部

宅地判定士・判定調整員の確保
個々のスキルアップ
判定実施体制強化

危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士養成講習会

(1) [平成24年度実施]被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「養成講習会」という。）の概要

被災宅地危険度判定士養成講習会は、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の新規登録（更新を含む）を希望する者の登録要件となる講習会と位置付ける。

近年、本県においては、宅地判定士の更新頻度を5年に1回とし、それに合わせて養成講習会を5年に1回開催して来たが、平成23年11月2日に開催した「鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）において、年2回の開催を希望する声が多かったこと等から、今年度は試行的に年2回開催する。

それぞれの開催時には、開催頻度・内容等に係るアンケートを実施し受講者の意見を募るとともに、その結果を踏まえて連絡協議会に諮り、平成25年度以降の養成講習会の開催方法を再度検討する。

（以下、全ての研修・訓練も同様）

(2) 基本的な流れ

①被災宅地危険度判定制度の概要（30分）

講師：技術企画課土木防災担当

②被災宅地危険度判定の基礎と実務（机上）

（講演60分＋休憩10分＋模擬判定90分）

講師：全国被災宅地危険度判定連絡協議会事務局推薦の講師

③講評（10分）

※時間・内容は、想定

(3) 具体的な内容

①被災宅地危険度判定制度の概要

- ・被災宅地危険度判定制度の意義と役割、県・市町村の役割及び関係する制度とその活用

②被災宅地危険度判定の実務（全国被災宅地危険度判定連絡協議会模擬訓練用テキスト等による）

- ・危険度判定マニュアルと判定業務の基礎
- ・被災宅地危険度判定事例による机上演習（3人1組による模擬判定の実施）

③講評

- ・判定結果の発表、講評
- ・判定に当たり注意すべき点

被災宅地危険度判定実地訓練

(1) 被災宅地危険度判定実地訓練（以下「実地訓練」という。）の概要

本県においては、これまで実地訓練を実施していない。

東日本大震災（平成23年3月）の被災地で行われた実際の判定実務での反省点を踏まえ、宅地判定士登録者のスキルアップ訓練を試行的に実施する。

なお、実地訓練については、平成23年度に大阪府が全国で初めて実施している。

(2) 基本的な流れ

①実地訓練の概要等（25分）

講師：技術企画課土木防災担当

②オリエンテーション（20分）

講師：技術企画課土木防災担当

③被災宅地危険度判定実地訓練（実地）

（150分+α（移動時間））

講師：全国被災宅地危険度判定連絡協議会事務局推薦の講師又は他県の東日本大震災での判定実務経験者

④判定結果とりまとめ・講評（60分）

講師：全国被災宅地危険度判定連絡協議会事務局推薦の講師又は他県の東日本大震災での判定実務経験者

※時間・内容は、想定

(3) 具体的な内容

①被災宅地危険度判定制度の概要

- ・被災宅地危険度判定制度と訓練の位置付け
- ・災害発生から危険度判定実施までの流れと県・市町村の役割など

②オリエンテーション

- ・訓練概要説明、グループ分け

③被災宅地危険度判定実地訓練（実地）

- ・3人1組のチームで模擬判定を実施
- ・本番を想定した模擬判定（5件程度）を実施（本番の判定作業で実際に使う道具を使い、屋内で判定実地訓練）

④判定とりまとめ・講評

- ・チーム毎に判定結果のとりまとめ
- ・危険度判定実施本部への報告
- ・講師の解説及び講評

(4) 考え方

当該訓練では、実務的な経験を蓄積可能な内容とする。

被災宅地危険度判定時にコーディネーター役として欠かせない判定調整員の養成の必要性に鑑み、当該訓練を判定調整員の認定要件の一つと位置付ける。

5 被災宅地危険度判定業務調整員養成講習会

(1) 被災宅地危険度判定調整員養成講習会 (以下「判定調整員養成講習会」という。)の概要

宅地が大規模に被災した場合、市町村は災害対策本部内に危険度判定実施本部（以下「危険度判定実施本部」という。）を設置し、必要な情報収集、判定計画の策定、判定の実施、進行状況の把握などを行うこととされている。

しかし、本県においては、近年の判定実務経験がなく、災害発生時に迅速かつ計画的に判定作業に入るなど必要な処置を講ずることが困難な状況にある。

また、本県においては、これまで判定実施本部において最も重要な役割を担う被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）の認定を行っておらず、その役割も周知されていない。

以上のことから、被災宅地危険度判定の実施体制強化が急務であり、判定調整員の養成講習会を行う。

(2) 判定調整員養成講習会（2年に1回）

本県は判定調整員の養成・認定を行っていなかったが、東日本大震災（平成23年3月）において、被災宅地危険度判定の必要性と重要性が再認識され、その運営体制強化が求められている。

その中で、被災地での被災宅地危険度判定のコーディネーター役として欠かせない判定調整員の養成・認定が必要となっている。

なお、判定調整員の認定要件として、別途開催する被災宅地危険度判定実地訓練への参加を必須要件とする。

(3) 基本的な流れ

①危険度判定制度と判定調整員の概要（30分）

講師：技術企画課土木防災担当

②判定調整員の実務講習（120分）

講師：判定経験のある自治体の判定調整員等

③質疑応答（10分）

※時間・内容は、想定

(4) 具体的な内容

①危険度判定制度と判定調整員の概要

危険度判定制度と判定調整員の業務について簡単に説明

②判定調整員の実務講習

- ・災害発生から、危険度判定実施までの流れ
- ・被災宅地危険度判定に係る判定実施計画
- ・判定調整員の役割と具体的な業務

※判定調整員とは・・・

宅地判定士のうち、危険度判定実施本部（実施主体である市町村が災害対策本部内に設置）に配置され、判定計画の作成や判定状況の把握、危険度判定実施本部長への報告を行う者。

判定作業を行わず、危険度判定実施本部で指揮を執る。各市町村において、判定調整員のいない場合や判定調整員に代わり上記の役割を担うことができる職員がいない場合には、県の判定調整員を派遣する場合もある。

<参考>

この資料は、「鳥取県被災宅地危険度判定士危険度判定マニュアル（平成24年6月）」を基にした制度の概要説明資料です。詳しくはマニュアルの以下の項目をご参照ください。

- 1. 鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱**
- 2. 鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱**
- 3. 被災宅地危険度判定実施要綱
（全国被災宅地危険度判定連絡協議会策定）**
- 4. 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル**
- 5. 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル**
- 6. 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（参考資料）**
- 7. 擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き**

※鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会が策定した被災宅地危険度判定実施要綱第15条第2項に基づき策定したものです。